

令和4年

3月市議会定例会意見書案

議案会第2号	ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する政府対応に関する意見書	3
--------	----------------------------------	---

議案会第2号

地方自治法第99条の規定により、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する政府対応に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、防衛大臣に対し、意見書を提出する。

令和4年3月29日提出

提出者	豊橋市議会議員	近藤修司
	同	尾崎雅輝
	同	近藤喜典
	同	小原昌子
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	豊田一雄
	同	坂柳泰光
	同	沢田都史子
	同	芳賀裕崇

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する政府対応に関する意見書

2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、民間人を巻き込みながら大きく被害を広げており、ウクライナ出身の本市市民もとても心を痛め、不安な日々を送っております。

軍事侵攻に先立つウクライナ東部の一方的な独立国家承認などロシアによる一連の行為はウクライナの領土と主権を侵害し、紛争の平和的解決を義務付ける国際法に違反するものであり、世界からの非難は避けられないものです。

他方、今回の軍事侵攻により、これまでの原油価格の上昇に加え、日本国内の経済活動に対しても様々な影響が懸念されるところです。またウクライナとロシアは世界の小麦輸出量のおよそ4分の1を占めており、食品価格への影響も十分に考えられます。

このように国際秩序の安定を壊す今回のロシアの軍事侵攻に対しては、ウクライナ国民並びに在留邦人の生命・財産・人権の保障とともに政治・経済的混乱の世界的な波及を防ぎ、国際社会の迅速かつ緊密な対話により地域の平和と安定の早期回復が求められています。

よって、国におかれましては、こうしたことを鑑み、次の事項について対策を講じられるよう要望します。

記

- 1 国際社会の安定を取り戻すべく、事態打開に向けた外交的な取組を進めること
- 1 ロシアの軍事侵攻が及ぼす、国民生活や企業活動への悪影響を最小限に抑えるための対策を講ずること
- 1 在日ウクライナ人の精神的不安を軽減するためにも、ウクライナに対する人道支援についても施策を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月29日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
財務大臣
経済産業大臣
防衛大臣

} あて